

# 令和4年度 Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン

## 【募集要項】

仙台市 文化観光局 観光課  
(令和4年8月)

## 目次

1	キャンペーンの概要等	2
2	申請に関する手続き	4
3	キャンペーンの実施について	5
4	キャンペーンの流れ	7

## 1 キャンペーンの概要等

### 1-1 目的

本キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大きく落ち込んだ市内の宿泊需要の早期回復及び交流人口の回復を目的とした仙台市宿泊促進キャンペーン「Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）」実施のため、登録事業者が行う割引等に要する経費に対し、その相当分を支払うものです。

### 1-2 用語の定義

用語の定義は次のとおりです。

- (1) 申請者 : キャンペーンに参加申請した事業者をいいます。
- (2) 支払い対象事業 : 割引相当額の交付申請を行い、決定を受けた事業をいいます。
- (3) 登録事業者 : 支払い対象事業を行う者をいいます。
- (4) 事務局 : キャンペーンの業務を受託した者をいいます。

### 1-3 対象となる宿泊施設

次の要件に全て該当することが必要です。

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受け、市内において同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第 3 項に規定する簡易宿所営業を営む者又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者であって、市内において同条第 3 項に規定する住宅宿泊事業を営む者で、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、仙台市が有する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業又はこれに類する営業に係る施設は対象としない。

ア. 暴力団等との関係を有していないこと

イ. 申請者が個人の場合は、本市の市税を滞納していないこと（個人事業主として割引相当分の支払いを受けようとする場合は、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと）

ウ. 当該者が個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと

※割引相当分の支払いを受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者はイおよびウの要件を満たすものとみなす。

### 1-4 支払いの対象となる経費

割引相当分支払いの対象となる経費は、登録事業者がキャンペーンのために行う市内にある当該登録事業者の宿泊施設に係る宿泊料の割引及びサービスの付与に要する経費、並びに事務局及び本市が別途定める期間においてキャンセルされたキャンペーンの宿泊予約に係る宿泊料の割引相当分とします。

## 1-5 割引相当分の交付額

- (1) 割引相当分の交付額は宿泊客1名の1泊当たり最大10,000円（1,000円以上10,000円以下で、1,000円単位の別途定める額）とし、上限額は登録事業者の数、各登録事業者が有する宿泊施設の定員等を勘案し、事務局が本市と協議の上、別途定めるものとします。
- (2) 同一の宿泊客が連続して宿泊する場合、当該連続する宿泊に係る割引相当分の交付額は、1泊分の割引額上限（10,000円）を超えることができません。

## 1-6 参加の条件等

- (1) 参加にあたっては、以下の条件を付すものとします。
  - ①キャンペーンにおいて、利用者に対するキャンペーンに関するアンケートを実施するにあたり、登録事業者は利用者に対してアンケートチラシの配布等を行うこと。
  - ②支払い対象事業等に要する経費の配分又は支払い対象事業等の内容の変更をするときは、事務局に申請し、その承認を受けること。なお、事務局が軽微な変更と判断した場合は、申請は不要とします。  
※軽微な変更とは、支払い対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲に限る。）で、割引相当分支払いの額に変更を生じないものとする。
  - ③支払い対象事業等中止、または廃止するときは、事務局に申請し、承認を受けること。
- (2) (1)に必要な手続きは本要項の別項において定めるものとします。また、その場合、事務局は本市と協議の上、参加登録の決定の取消し、または変更をすることができます。

## 1-7 参加申請について

本キャンペーンに参加を希望する宿泊施設は、下記申請用フォームへ必要事項を入力することにより参加申請を行うこととします。

申請に基づき、内容を審査の上、事務局より割引相当分の交付上限額を通知します。

申請フォーム URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?acs=travelsendai03>

### (1) 参加申請期限

令和4年7月29日（金）まで

### (2) 割引相当分上限額の通知

申請期間終了後おおむね3週間程度で通知します。

## 2 申請に関する手続き

### 2-1 交付申請

本キャンペーンの割引相当額について交付を希望する宿泊施設は、事務局から割引相当分の交付上限額の通知を受けたのち、以下の書類を揃えて郵送で提出いただきます。

【必要書類】

- (1) (様式第1号)Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分交付申請書
- (2) (様式第2号)Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン事業計画書
- (3) 委任状（申請者以外が報告・請求・受取を行う場合）

### 2-2 交付申請書等の提出先

郵送先：〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町 3-7-23 明治安田生命仙台一番町ビル 2 階

Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン事務局

提出期間

上限額の通知を受けてから、別途事務局が定める期日までに郵送でご提出ください。

### 2-3 交付申請書等の審査

市から委託を受けた事務局において審査を実施し、申請内容が割引相当分を交付すべきものと認められる事業者について、事務局は市へ報告を行い、市は予算の範囲内において交付の決定を行い、「(様式第3号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分交付決定書」により申請者に通知します。

### 2-4 交付申請等に当たっての注意

提出した書類は返却いたしません。市および事務局から問い合わせ等を行う場合がありますので、その内容が分かるよう、提出書類のコピーをとって、控えとして保管願います。

提出した書類に記載漏れ、記載誤り、添付書類漏れ、添付書類不備がある場合、交付決定ができない場合がありますので、提出前に今一度確認する等各自ご注意願います。

交付決定の際に通知する交付決定金額は、割引相当分の交付上限を示すものであって、必ず支払われるものではありません。実際の割引相当分の交付金額は、宿泊キャンペーンの利用実績に応じて決定するものになります。

### 3 キャンペーンの実施について

#### 3-1 キャンペーン実施期間

割引相当額交付決定の日以降、本市がキャンペーンの開始日と定めた日から令和5年1月31日（火）までとします。

なお、キャンペーン実施期間については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等により変更となる場合があります。

#### 3-2 キャンペーンの開始について

キャンペーンの開始については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を鑑みたうえで決定し、市および事務局より通知します。

#### 3-3 申請内容の変更について

登録事業者は、交付申請を行った内容について変更等を行うときは、事務局に「(様式第4号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン対象事業変更承認申請書」により申請し、事務局の審査を経て市より承認を受け「(様式第5号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン対象事業変更承認通知書」により通知を受ける必要があります。なお、何らかの理由により対象経費が上限を超過する場合であっても、交付金額の増額は認められません。

#### 3-4 申請の取下について

登録事業者は、交付決定を受けた内容について不服があり申請の取下げを行うときは、事務局に「(様式第6号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分交付申請取下書」を提出することとします。

#### 3-5 実績の記録について

登録事業者が運営する宿泊施設は、キャンペーン期間中、「仙台トク旅宿泊予約管理システム」により宿泊実績を記録することとします。

#### 3-6 実績報告について

登録事業者は、月次・キャンペーン中間時、並びにキャンペーン期間終了時に、下記書類に宿泊者から署名を受けた宿泊実績確認書を添付し、事務局へ郵送で提出することとします(※)。

##### 【提出書類】

月次および中間時 : (様式第10号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン事業中間実績報告書

キャンペーン期間終了時 : (様式第7号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン事業実績報告書

事務局は、登録事業者から上記実績報告を受けた後、書類検査及び前項で定めた宿泊施設が記録した宿泊実績データとの照合を行い、内容が正当と認められた場合、市へ検査結果を報告し、次項の方法により割引相当額を登録事業者に支払います。

※月次の実績報告は推奨扱いとし、必須ではありませんが、中間時及びキャンペーン終了時の実績報告は必須とします。

### 3-7 割引相当分の支払いについて

前項記載の月次および中間時の割引相当分の支払いについては、報告内容を事務局で確認の上登録事業者より「(様式第 11 号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分交付概算請求書」の提出を受け、概算でお支払いします(確定通知はありません)。

前項記載のキャンペーン期間終了後の割引相当分の支払いについては、事務局による報告内容に基づき、本市は登録事業者へ「(様式第 8 号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分確定通知書」を交付します。確定通知を受けた登録事業者は、当該確定通知に基づき事務局へ「(様式第 9 号) Travel 仙台選べるトク旅キャンペーン割引相当分交付請求書」を提出し、その後、事務局より割引相当分の支払いを受けることとします。

#### 4 キャンペーンの流れ

本キャンペーンの流れは以下の通りとなります。原則的に登録事業者は事務局を通じて交付申請、割引相当分の報告・請求等を行っていただきます。

